

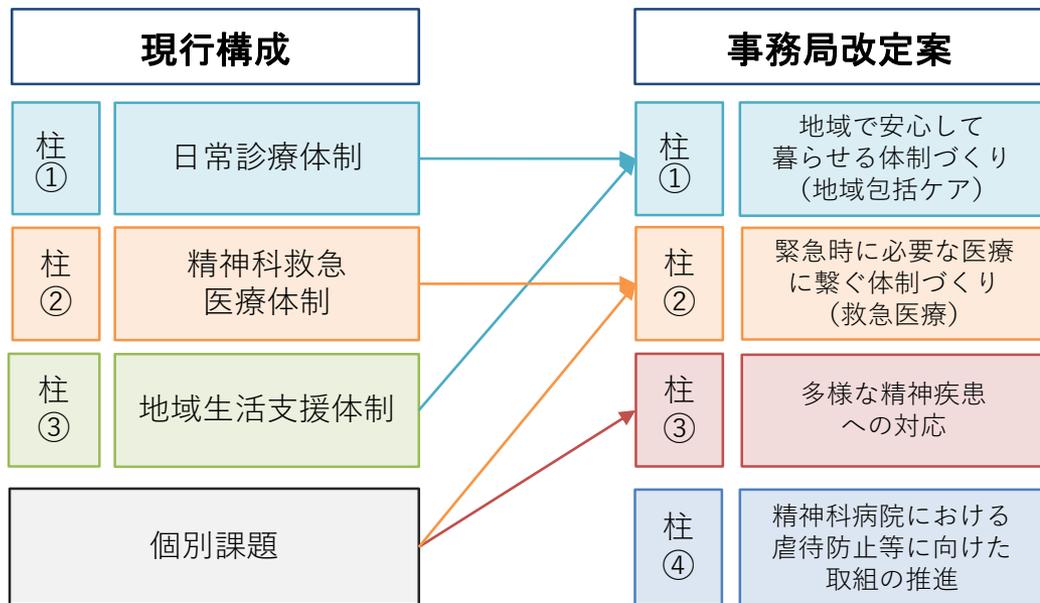
精神疾患に係る三つの柱

○第7次東京都保健医療計画の精神疾患では、以下の構成及び内容を記載

柱①	日常診療体制	地域において、精神疾患患者が病状に応じて早期に適切な治療が受けられるよう、精神科や一般診療科に加え、相談支援機関等の関係機関との連携体制を構築
柱②	精神科救急医療体制	精神疾患の急激な悪化や精神障害者が身体疾患に罹患又は悪化により救急医療が必要になった時、身近な地域で症状に応じた適切な医療の受診が可能
柱③	地域生活支援体制	精神科病院から地域への移行及び定着の取組を推進するとともに、未治療・医療中断者を含め、精神障害者や家族が地域で安心して生活が送れる体制の充実

○柱の方向性の検討にあたり、事務局より改定案を提案

事務局提案



(事務局改定案)について

- 柱①は、(現行構成)の柱①(日常診療体制)及び柱③(地域生活支援)を統合し、平時における対応を網羅した柱を想定。
- 柱②は、緊急時における対応とし、案1の柱②(精神科救急医療体制)に加え、災害精神医療への対応も加えた柱を想定。
- 柱③は、個別課題で記載してきた多様な精神疾患を新規柱として設ける想定。
- 柱④は、精神保健福祉法改正や、昨今の患者虐待の事件を踏まえ、虐待防止等の取組推進を新規柱として設ける想定。